令和6年6月1日現在の障害者である職員の任免の状況について

| | ①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 | ④不足数 | 備考 |
|-------|-------------------------------|--------|-------|------|----|
| 福島県警察 | 597 | 19 | 3. 18 | 0 | |

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除 外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定 した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の 計である。

重度身体障害者及び重度知的障害者については、

- 1週間の所定勤務時間が30時間以上の場合、1人をもって2
- 1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の場合、1人をもって1
- 1週間の所定勤務時間が10時間以上20時間未満の場合、1人をもって0.5として計上している。

重度身体障害者及び重度知的障害者以外の身体障害者については、

1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の場合、1人をもって0.5として計上している。

精神障害者については、

- 1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の場合、1人をもって1
- 1週間の所定勤務時間が10時間以上20時間未満の場合、1人をもって0.5 として計上している。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。